

政令第 号

株式会社商工組合中央金庫法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）の一部の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）を実施するため、この政令を制定する。

（株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部改正）

第一条 株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第六条第一項第十二号」を「第六条第一項第十一号」に改める。

第五条第二項中「以下」の下に「この項において」を加え、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 法第二十一条第三項第十号に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 法第六条第一項第四号から第九号までに掲げる者であつて商工組合中央金庫の株主であるものが、

その定款の変更以外の事由により、それぞれ当該各号に掲げる者以外の者となったこと。

二 法第六条第一号から第九号までに掲げる者であつて商工組合中央金庫の株主であるもの（以下この項において「融資対象株主」という。）の直接又は間接の構成員が、当該融資対象株主に係る次に掲げる事由により、当該融資対象株主の直接又は間接の構成員でなくなったこと。

イ 定款の変更

ロ 構成員を有さない法人その他の団体への変更

ハ 定款で定める存続期間又は存立時期の満了その他これらに類する事由以外の事由による解散

ニ 前号に掲げる事由（当該構成員の責めに帰すべき場合を除く。）

三 融資対象株主の間接の構成員が、その加入する当該融資対象株主の直接の構成員に係る次に掲げる事由により、当該融資対象株主の間接の構成員でなくなったこと。

イ 前号イからハまでに掲げる事由

ロ 当該融資対象株主である者からの脱退

3 商工組合中央金庫は、前項に規定する事由により融資対象団体等でなくなった日から二年間に限り、

当該融資対象団体等でなくなった者に対して資金の貸付け又は手形の割引を営むことができる。

第六条第一項中「除く。以下」の下に「この項において」を加え、「子会社（法第二十三条第二項に規定する子会社をいう。次条第一項第一号において同じ。）」を「合算子法人等又は合算関連法人等」に、

「者（以下）」を「者（商工組合中央金庫の合算子法人等及び合算関連法人等を除く。第十項第四号及び第十一項第五号において）」に改め、同項第一号イ中「子会社」を「合算子法人等」に改め、同号ロ中「子会社とする会社」を「合算子法人等とする法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）及び当該法人等に準ずる者として主務省令で定める者」に改め、同号ハ中「会社の子会社」を「者の合算子法人等」に、「会社に」を「者に」に改め、同号ト中「イからハまで若しくはへに」を「次に」に、「以下」を「第六項において」に、「ニ若しくはホ」を「ホ若しくはへ」に、「者が」を「者（へに掲げる者にあつては、当該同一人自身を子会社とする会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する者に限る。（4）において同じ。）が」に、「イからハまで又はへ」を「当該同一人自身及びイからニまで、ト又はチ」に改め、同号トに次のように加える。

- (1) 当該同一人自身の子会社
- (2) 当該同一人自身を子会社とする会社
- (3) (2)に掲げる会社の子会社（当該同一人自身及び(1)又は(2)に掲げる会社に該当するものを除く。）
- (4) ホ又はへに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社（当該同一人自身及び(2)に掲げる会社に該当するものを除く。）及び当該会社の子会社

第六条第一項第一号中トをリとし、同号へ中「ニ又はホ」を「ホ又はへ」に、「会社」を「法人等（」に、「ロに掲げる会社」を「イからへまでに掲げる者」に改め、「及び当該会社の子会社」を削り、同号へを同号トとし、その次に次のように加える。

チ トに掲げる者の合算子法人等又は合算関連法人等（当該同一人自身及びイからトまでに掲げる者に該当するものを除く。）

第六条第一項第一号ホ中「当該同一人自身を子会社とする会社」を「ロに掲げる者」に、「もの」を「もの（ロに掲げる者に該当するものを除く。）」に改め、同号ホを同号へとし、同号ニ中「者」の下に

「(国及び外国政府を除く。へ及び次号において同じ。)」を、「以下」の下に「この条において」を、「もの」の下に「(口に掲げる者に該当するものを除く。)」を加え、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

二 当該同一人自身又はイからハまでに掲げる者の合算関連法人等(当該同一人自身及びイからハまでに掲げる者に該当するものを除く。)

第六条第一項第二号イ中「以下」を「ロ及び第六項において」に改め、同号ロ中「会社に」を「者に」に改め、同条第十項中「第二十六条第三項」を「第二十六条第三項第一号」に改め、同項に次の二号を加える。

四 日本銀行

五 外国政府、外国の中央銀行又は国際機関で、主務大臣の定めるもの

第六条中第十項を第十二項とし、同条第九項第一号中「以下」の下に「この項及び第十三項において」を、「(以下)」の下に「この項において」を加え、同項第六号中「理由に準ずる」を「もののほか、商工組合中央金庫及びその子会社等又は商工組合中央金庫の子会社等が合算信用供与等限度額を超えて信

用の供与等をしないこととすれば商工組合中央金庫及びその子会社等若しくは商工組合中央金庫の子会社等又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがある」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項第一号中「者（以下）」の下に「この項及び次項において」を、「信用供与等限度額（以下）」の下に「この項において」を加え、同項第五号中「理由に準ずる」を「もののほか、商工組合中央金庫が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば商工組合中央金庫又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがある」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項第一号中「百分の四十」を「百分の二十五」に改め、同項第二号中「百分の二十五」を「百分の十五」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項を同条第九項とし、同条第六項中「以下」を「以下この条において」に改め、同項第一号中「以下この項、第八項及び第九項」を「第十項及び第十一項」に改め、同項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同項を同条第八項とし、同条第五項中「又は出資」の下に「（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項第一号ト」を「第一項第一号リ」に、「掲げる会社」を「掲げる者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第四十条第八項」を「第十四条」に、「第一項各号の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権及び

前項の場合において会社又はその子会社が保有する議決権」を「第一項、第二項第二号及び前項の議決権の割合を算定する場合」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「所有する株式」とあるのは「所有する株式又は持分」と、「である株式」とあるのは「である株式又は持分」と読み替えるものとする。

第六条中第三項を第五項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号リ及び第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に規定する「合算子法人等」とは、次に掲げる法人等をいう。

- 一 他の法人等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（以下この号及び次条第二項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として主務省令で定めるもの（連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として主務省令で定めるもの（第三号及び次項において「受信者連結基準法人等」という。）に限る。以下この号及び次号において「実質親法人等」という。）がその意思決定機関を支配している他の法人等（以下この項において「実質子法人等」という。）。
- この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等又は当該実質親

法人等の一若しくは二以上の実質子法人等がその意思決定機関を支配している他の法人等は、当該実質親法人等の実質子法人等とみなす。

二 子会社（前号に掲げる法人等を除く。以下この号において「実質子法人等以外の子会社」という。）この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（前号に掲げる法人等を除く。）は、当該実質親法人等の実質子法人等以外の子会社とみなす。

三 前号に掲げる会社（受信者連結基準法人等に限る。）の実質子法人等（前二号に掲げる法人等を除く。）

3 第一項に規定する「合算関連法人等」とは、法人等（受信者連結基準法人等に限る。）又はその合算子法人等（前項に規定する合算子法人等をいう。以下この項において同じ。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであった者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及

び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（合算子法人等を除く。）として主務省令で定めるものをいう。

第六条に次の一項を加える。

13 法第二十六条第三項第二号に規定する政令で定める信用の供与等は、信用の供与等を行う商工組合中央金庫又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等とする。

第七条第二項中「（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）」、「財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「」及び「」という。）」を削る。

第十五条を削り、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とする。

第十二条第二項第二号中「営業所の設置場所の特殊事情」を「本店」に、「事情により」を「主務省令で定める営業所につき」に、「業務」を「商工組合中央金庫の業務」に改め、「当該営業所につき」を削り、同項に次の一号を加える。

三 商工組合中央金庫がその営業所（前号に規定する営業所を除く。）の休日として主務大臣に届出を

した日

第十二条第三項中「前項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第十条第一項第一号中「以下」の下に「この条及び次条において」を加え、同項第二号中「以下」を「次項第一号において」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第一項中「。以下」を「。以下この条において」に、「の規定による」を「又は準用金融商品取引法第三十四条の三第二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）

の規定による」に、「同条第十二項」を「準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項」に改め、同条を第十条とする。

第八条第一項中「この条から第十条までにおいて」を削り、同条を第九条とし、第七条の二を第八条とする。

第十六条第一項ただし書中「第十二条第二項、第十三条及び」を「第六条第十二項第三号及び第五号、第十三条第二項、第十四条並びに」に改め、同条第二項ただし書中「第六条第五項、第八項及び第九項」

を「第六条第一項から第三項まで、第七項、第十項及び第十一項」に改め、「第八条第一項」を削り、「第十条、第十二条第三項」を「第十条第一項、第十一条、第十三条第二項及び第三項」に改め、同条第三項中「第十二条第二項、第十三条及び」を「第六条第十二項第三号及び第五号、第十三条第二項、第十四条並びに」に改め、同条第五項中「代理又は」を「代理若しくは」に、「以下」を「その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。」（以下この項及び次項において）に改める。

本則に次の二条を加える。

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）

第二十二條 法第六十條の三十五第一項第二号及び第四号ニ並びに法第六十條の三十七第一項において準用する銀行法第五十二條の六十六及び第五十二條の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定とする。

- 一 金融商品取引法第一百五十六條の三十九第一項の規定による指定
- 二 次条各号に掲げる指定

(指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外)

第二十三条 法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

- 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定
- 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定
- 三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定
- 四 水産業協同組合法第一百八条第一項の規定による指定
- 五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定
- 六 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定
- 七 信用金庫法第八十五条の十二第一項の規定による指定
- 八 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定
- 九 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定

十 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定

十一 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定

十二 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定

十三 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五十一条第一項の規定による指定

十四 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定

十五 信託業法（平成十六年法律第五百五十四号）第八十五条の二第一項の規定による指定

十六 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定

附則第二項中「附則第二条の六第一項」を「附則第二条の三第一項」に、「第十四条」を「第十五条」に、「附則第二条の八」を「附則第二条の五」に改める。

（中小企業等協同組合法施行令の一部改正）

第二条 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の四中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の三十五第一項の規定によ

る指定

(農業協同組合法施行令の一部改正)

第三条 農業協同組合法施行令(昭和三十七年政令第二百七十一号)の一部を次のように改正する。

第五十二条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定

(金融商品取引法施行令の一部改正)

第四条 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条の九中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定

(信用金庫法施行令の一部改正)

第五条 信用金庫法施行令(昭和四十三年政令第四百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条の八中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定

(特定商取引に関する法律施行令の一部改正)

第六条 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二第四十五号中「及び同法」を「同法」に改め、「第六十条の二第一項」の下に「に規定する役務の提供及び同法第六十条の三十五第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第二項」を加える。

(銀行法施行令の一部改正)

第七条 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十六条の十六中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定

(協同組合による金融事業に関する法律施行令の一部改正)

第八条 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の十九中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定

(労働金庫法施行令の一部改正)

第九条 労働金庫法施行令(昭和五十七年政令第四十六号)の一部を次のように改正する。

第七条の二の七中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定

(貸金業法施行令の一部改正)

第十条 貸金業法施行令(昭和五十八年政令第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の四中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第六十条の三十五第一項の規定によ

る指定

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令の一部改正)

第十一条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)の一部を次のよう

に改正する。

第十二条第二号の二中「第六条第五項第一号」を「第六条第七項第一号」に改める。

第十五条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定

(水産業協同組合法施行令の一部改正)

第十二条 水産業協同組合法施行令(平成五年政令第三百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の四中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定

(保険業法施行令の一部改正)

第十三条 保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の九中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第六十条の三十五第一項の規定によ

る指定

(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令の一部改正)

第十四条 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十四号)の一部を次のように改正する。

第四十二条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定

(農林中央金庫法施行令の一部改正)

第十五条 農林中央金庫法施行令(平成十三年政令第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

第五十五条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定

(信託業法施行令の一部改正)

第十六条 信託業法施行令(平成十六年政令第四百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条の五中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定

(無尽業法施行令の一部改正)

第十七条 無尽業法施行令(平成二十一年政令第三百七号)の一部を次のように改正する。

第四条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第六十条の三十五第一項の規定による指定

(資金決済に関する法律施行令の一部改正)

第十八条 資金決済に関する法律施行令(平成二十二年政令第十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六条に次の一号を加える。

十六 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定

(金融庁設置法第四条第一項第三号コに規定する指定紛争解決機関を定める政令の一部改正)

第十九条 金融庁設置法第四条第一項第三号コに規定する指定紛争解決機関を定める政令(平成二十一年政令第三百八号)の一部を次のように改正する。

第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の三十五第一項の規定による指定を受けた者

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令の施行の際現に第一条の規定による改正前の株式会社商工組合中央金庫法施行令（次項において「旧令」という。）第十二条第二項第二号の規定により休日として承認を受けている日は、第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法施行令（次項において「新令」という。）第十三条第二項第二号に規定する営業所（次項において「主たる営業所」という。）に係るものにあつては同号の規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあつては同条第二項第三号の規定により休日として届け出られた日とみなす。

3 この政令の施行の際現にされている旧令第十二条第二項第二号の規定による承認の申請は、主たる営業所に係るものにあつては新令第十三条第二項第二号の規定による承認の申請と、それ以外のものにあつては同項第三号の規定による届出とみなす。

理由

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、株式会社商工組合中央金庫が資金の貸付け等を営むことができる融資対象団体等以外のものについて、融資対象団体等でなくなった事由を定める等、関係政令の規定の整備を行うほか、同社の同一人に対する信用の供与等について同一人の範囲及び同一人に対する信用供与等限度額を算定する際の同社の自己資本の額に乗じる率を改める等の必要があるからである。